

古筆手鑑『筆陣』所収羽柴秀吉書状

佐藤 悟
八木 正自
藤田 達生

はじめに

ここで報告する羽柴秀吉の書状は実践女子大学・短期大学図書館が所蔵する『筆陣』と題する手鑑の中から発見されたものである。『筆陣』は源氏物語関係の資料として収集されたものであるが、室町時代から江戸期にわたる武家の手跡も多く含んでいる。実践女子大学文芸資料研究所は文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択された「源氏物語の国際的・学際的研究拠点形成」を遂行している最中で、写本や古筆切の調査を精力的に進めている。その対象の一つが本手鑑であった。

たまたま研究所を訪れた八木正自氏が、本書状を見て、名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』（吉川弘文館、二〇一五年）には含まれていない新出の書状であることを指摘された。

年代は朱印ではなく花押が押されていることから初期の書状であること、『信長公記』や『太閤記』の記述から、天正

九年十一月十五日に書かれたことが容易に考証できた。内容は天正九年に行われた羽柴秀吉の淡路侵攻に関わるものであり、侵攻時期について、藤田達生『秀吉と海賊大名』（中央公論新社、二〇一二年）が天正十年説という尾下成敏⁽¹⁾らの異説を批判的に紹介していることから、本書状の重要性を理解するに至った。また宛先の一人が「めが」であることから、『太平記』などに登場する赤松円心旗下の妻鹿孫三郎長宗と関わる一族であろうということも容易に想像がついた。とすれば播磨の領主に宛てたものであり、初期の秀吉の水軍に関わる重要な書状であるという結論に至った。

この書状の存在は読売新聞社の井上晋治記者の知るところとなり、記事にするには歴史家による検証が必要という御指摘を受けた。歴史学の研究の蓄積の厚みには尊重すべきものがあり、日本近世文学研究の徒である佐藤には力及ばぬものがある。そこで本書状が天正九年のものという前提から、天正九年淡路侵攻説をとられる三重大学の藤田達生教授が適任であろうということになった。藤田教授に本書状を確認していただき、二〇一九年十二月三十一日の読売新聞朝刊で本書状は多可政史記者により紹介されるという経緯を辿った。

本報告は以下のような構成をとる。

I 天正九年十一月十五日付羽柴秀吉書状について（佐藤悟）

II 十一月十五日付羽柴秀吉書状の歴史的意義（藤田達生）

文芸資料研究所が本書状を報告するにあたり、藤田達生教授の論文を掲載することができたのは、我々にとって大きな喜びである。研究所としては八木正自氏、藤田達生教授に改めて感謝の意を表したい。

注

(1) 尾下成敏「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵」『ヒストリア』二一四二〇〇九年

I 天正九年十一月十五日付羽柴秀吉書状について

本報告で引用する資料のうち、奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』（吉川弘文館、一九八八年）所収の信長関係の文書は【信〇〇〇】、『豊臣秀吉文書集』一〜六（吉川弘文館、二〇一五〜一九年）所収の秀吉関係文書は【秀〇〇〇】と出典番号を表記する。

書状の大きさは縦一五・三センチ、横三三・〇センチであり、藤田教授が指摘するように折紙に書かれていたものと思われ、手鑑に貼るにあたって裁断されたものであろう。畳皺が残っている。

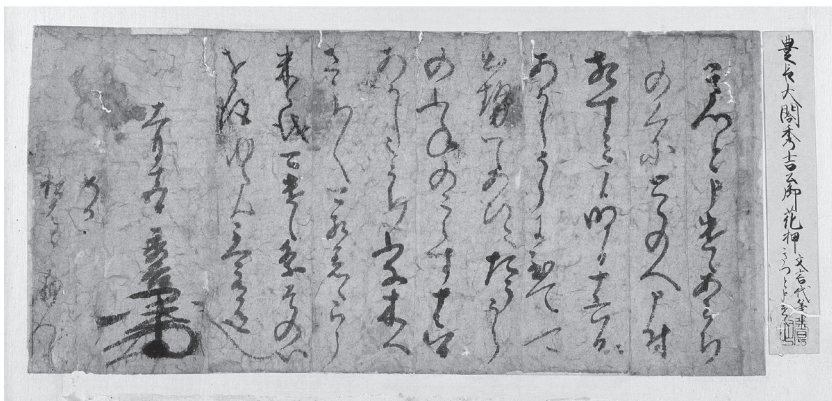
積文は以下の通りである。

きつと申遣候 （淡路） あわち

のくにと、のへ申付 （国）

相すみ候 （濟） 明日十六日二

あかしうらに至て （明石浦） 可



【口絵】参照

出勢候之あひた たううら
のふねのこらす 十六日
あかし之うら (船) ふな木へ
さうく可相着候 (根) らう
米之儀可遣候条 そのい
を得 (油断) ゆたん不可有之候也

十一月十五日 秀吉(花押)

(美鹿)
めか

(原)
松はら

兩人

一 解題

天正九年十一月十五日に「めか」「松はら」宛に出された羽柴秀吉書状である。本文は祐筆によるものであり、秀吉の花押が押されている。祐筆については、極め札には「豊臣太閤秀吉卿花押 文吉代筆 きつと申遣候」とあり「養心」印が押されている。この印は二代目神田道僖とされる。

本書状の冒頭に「きつと申遣候」とあるのは「急度申遣候」とも記され、軍事出動を促す時の定型的な書き方である。

次に「あわちのくにと、のへ申付相すみ候」とあり、淡路の状況を説明する。これについては藤田教授の論文に詳しいので省略する。十一月十五日に、姫路にいた秀吉が十六日に明石に到着、淡路に出陣するので、十六日に船木に船を集結させることを命じている。明石は毛利氏が占拠する淡路の岩屋城の対岸にあり、船木城は秀吉の拠点でもあった。宛先の「めか」「松はら」は藤田教授によれば女我氏と松原氏という姫路の領主である。おそらく同文の書状が船を所有する秀吉配下の播磨の領主には出されたのであろう。この当時、秀吉が淡路に渡海するには、女我氏や松原氏のような小さな中世的水軍を寄せ集めなければならなかった。後に秀吉の船頭として活躍する石井次郎兵衛⁽¹⁾もその一人と思われ、明石出身であった。

淡路は鎌倉前期には梶原景時の勢力下にあった。淡路の水軍に梶原氏がいるのはそのためである。景時滅亡後、駿河の水軍であった船越氏が淡路に配置され、船越氏は承久の乱後に地頭となり、淡路の中で勢力を伸張していった⁽²⁾。室町期には安宅氏が勢力を拡大し、その安宅氏を三好長慶の弟冬康が相続したことからも知られるように、三好氏の権力を支えていた。安宅氏の淡路支配について、天野忠幸『戦国期三好政権の研究』⁽³⁾は「冬康が知行していた摂津榎並の代官として、菅若狭守、梶原三河守、住路清兵衛が配置され、冬康の子神太郎の頃の家臣としては、安宅石見守、菅兵右衛門尉(達長)、庄久右衛門尉、梶原越前守(景久)が確認される」とし、神太郎の没後、三好実休の子である神(甚)五郎が安宅氏を継承したとする。神五郎は甚五郎と表記されることが多く、以後、本報告では甚五郎と表記する。安宅甚五郎は当初、三好三人衆側に立って織田信長と敵対していたが、やがて降参して、表向き、信長側に旗幟を変えた。淡路は東瀬戸内海の制海権を握るための重要な拠点であった。織田氏が毛利氏を攻撃するためにも、兵站線の確保に東瀬戸内海、ひいては瀬戸内海全体の制海権の確保は不可欠であった。また四国の長曾我部氏を攻撃するための

侵攻路としても重要であった(4)。

天正四年四月に信長が大坂本願寺に対する包圍戦を開始すると、淡路の岩屋城は毛利氏の本願寺への補給拠点となり、戦略的な重要性がより高まった。信長は天正四年五月二十三日付安宅甚五郎宛朱印状【信六四二】で、甚五郎に毛利氏による本願寺への兵糧搬入阻止を命じている。信長は同年六月二十八日付長岡藤孝宛黒印状【信六四七】に、安宅氏が毛利氏に味方しないので、毛利方の警固船が四散しているという樂觀的な情報を報じている。しかし同年七月十五日の第一次木津川河口の戦いで織田氏の水軍は壊滅し、毛利氏は本願寺への補給に成功した。天正五年三月十二日付の岩屋城を準備していた冷泉元満に宛てた毛利輝元書状『萩藩閩閩録』巻一〇二ノ二所収)には「従洲本並菅加所注進到来候」(5)とあり、洲本の安宅氏や菅氏が毛利氏とも気脈を通じていたことが知られる。岩屋城へは天正六年二月には毛利氏の水軍の将である児玉就英が派遣されている(6)。天正六年六月十八日付荒木村重宛織田信長国印状【信七六七】には、毛利氏が安宅氏を買収しようとしたがうまくいかなかったことが記されている。織田氏も毛利氏もともに淡路の領主に働きかけ、淡路の領主の動向は流動的であった。

その中で毛利氏に与していたのが菅達長であった。本能寺の変の直後、菅達長は洲本、岩屋を一時的に陥落させている【秀四二七】【秀四二八】【秀四二九】【秀四三一】。菅達長については田中健夫「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」(7)があり、それによれば、菅達長は天正十三年三月に根来・雑賀の一向一揆が岸和田城を攻撃したときに加わっている。『真鍋真人斎働覚書』には三月十八日に一千余の兵で兵船二百隻に分乗して堺に出撃したという。岩屋開城後は長曾我部氏と行動を共にしていたのである。天正十三年八月の長曾我部氏降伏以降は秀吉の旗下に入り、天正十五年には播磨の国で二千五百石の加増を秀吉から受けている【秀二三三〇】。田中によれば、一万五千石(一説に一万石)の大名となり、小田原征伐、朝鮮出兵においても活動している。関ヶ原の合戦後に改易となったが、

藤堂高虎に五千石で抱えられている。菅氏は淡路の水軍の中でも中核的な存在であったと思われる。

天正六年十一月六日の第二次木津川河口の戦いで、織田氏が大坂湾の制海権を握ったとされるが、岩屋城は依然として毛利氏によって確保されていた。天正七年七月二十一日付の蜂須賀正勝宛織田信長黒印状写【信補遺二二五】にも「次岩屋之儀、無是非次第候」とある。また同年十一月六日付蜂須賀正勝宛織田信長黒印状写【信補遺二二七】には室を拠点とした小西行長と安宅氏の軍船が毛利氏の軍船二百艘を家島まで追い上げたことが記される⁽⁸⁾。毛利氏の活動は相変わらず活発だったのである。

さらに天正八年正月十七日付児玉就秀宛吉川元春宛書状には「御方之儀岩屋堅固ニ依在番、大坂・尼崎・花隈之儀、無違儀大坂衆被相抱之由、其方当城被踏堪候故候、誠忠儀之至候」と記され、毛利氏が岩屋を確保し、第二次木津川河口の戦い以降も本願寺などの反信長勢力に対する補給を続けていたことが知られる⁽⁹⁾。本願寺は天正八年閏三月に信長と講和し、花隈・尼崎・大坂を退城することとなったので、毛利氏による補給は終了した。それでも岩屋城が東瀬戸内海の制海権を確保する上で重要な戦略拠点であることは変わらなかった。織田氏と毛利氏の戦争は激化し、天正九年六月、毛利氏の家臣西尾与九郎が大原主計助とともに謀略をもって岩屋城を占拠した⁽¹⁰⁾。さらに織田氏の中国侵攻のみならず、四国侵攻にも淡路は戦略的に重要な地域であった。そのため天正九年の時点で、岩屋城を拠点とする菅達長を排除し、淡路を平定することは重要な意義があった。

また本書状には「らう米」を支給することが述べられている。大坂入城に際して石井与次兵衛に、仙石権兵衛の下での海上警護を命じた天正十一年五月二十日付秀吉折紙【秀七〇八】には「兵糧米可遣者也」とある。天正十三年五月八日付白檉宛朱印状写【秀一四一九】にも「船方ニハ悉可遣扶持候間、可成其意也」などといった表現がみられる。兵糧を自弁した中世の軍隊とは異なる、近世的な軍隊の在り方が見える。天正十八年の小田原攻めでも石井与次兵衛ら瀬戸内

海の水軍が兵糧を運ぶが、水主には飯米が支給されている（11）。朝鮮出兵に際しても同様で、天正二十年四月二十六日付の加藤清正、鍋島直茂、毛利輝元、宗義智、脇坂安治、九鬼義孝、加藤嘉明らに与えた秀吉朱印状には船頭の飯米について「六端帆に十人宛分」【秀四〇二四】という規定が記されている。秀吉の下では、組織的な兵站が確立していたのである。

書状の最後には「ゆたん不可有之也」とあるが、これも「聊不可有油断者也」【秀一四一七】【秀一四二〇】などと定型的な文章である。

秀吉の水軍が本格的に編成されるのは本能寺の変の後であろう。本能寺の変に乗じた菅達長の蜂起に対応したのが安宅甚五郎と船越左衛門尉（景直）⁽¹²⁾であったことが三好（安宅）甚五郎宛書簡【秀四二九】により知られる。淡路における秀吉方の有力な在地勢力であったのである。天正十年九月五日に安宅甚五郎と船越景直は阿波にあった家領とともに、淡路の本知行を安堵されている【秀四八〇】【秀四八一】。【秀四八〇】には「千石権兵衛尉取次申候七人之外」と安宅甚五郎の家中についての記述があり、中村一氏の副状⁽¹³⁾には具体的に、次のように記す。

又御家中之衆も右之あわけをのそき、本地分知行仕候て、これも如前々、其様へ御奉公仕候へ之由候、但舟越三郎兵・源大兵、其外七人ハ権兵衛ニ御あつけ被成候間、其与をは其様めしつれ候へく候、又かんの加賀殿之儀も御本地如前々にて候、然共、岩屋のふもとに九十石御座候、是は間島二被下候、其九十石のかゝにハ権兵衛分を進候へ之由候間、則申遣候

船越景直は安宅甚五郎を離れて、仙石権兵衛の下に組み入れられたのである。これは本能寺の変の後、秀吉が淡路の領主を仙石権兵衛らに組織化させ、在来の淡路の水軍を吸収したことを意味しているのである。天正十一年八月一日には船越景直は知行の宛行状【秀七八八】と知行目録を交付され、河内で千八百石、淡路の本地六百石を安堵され

ている。船越景直は秀吉の下で安宅と肩を並べるような石高に成長したのである。さらに小牧・長久手の戦いの最中である天正十二年七月十四日付船越景直宛の宛行状【秀一一六六】には「淡州知行為替地、播州明石郡押部谷のうちを以七百貳拾石、相添目録別紙遣之候、永代領知不可有相違之状如件」とあり、景直は淡路の所領を失っている。同日に安宅甚五郎は播州明石郡押部谷内に二五〇一石七斗の知行を宛がわれている【秀一一六五】ので、安宅甚五郎も淡路の替地として、新しい所領を給付されたのであろう。船越景直はその後、秀吉の下で成長を遂げ、豊臣秀次の失脚に伴い南部に流されるが、秀吉没後復権し、徳川時代には旗本となっている。一方、安宅甚五郎は歴史の表舞台から姿を消し、船越氏、菅氏以外の淡路の領主は仙石秀久や脇坂安治、加藤嘉明といった秀吉取り立ての水軍を担った大名に吸収されていったのであろう。播磨においても同様に水軍の再編が行われたものと思われる。

淡路のみならず、秀吉の関心は伊予の水軍にも向かっていった。天正八年閏三月頃には来島村上氏に対する調略を開始し、小豆島、塩飽諸島の水軍にも影響力を及ぼしている。水軍は兵站線を維持するために重要であり、中国攻めには不可欠の戦力であったからである⁽¹⁴⁾。本書は秀吉水軍の成立過程の中に位置づけられるべきものである。

注

- (1) 「豊臣秀吉の水軍と石井与次兵衛」(日本歴史学会編『歴史と人物』、吉川弘文館、一九六四年、『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会、一九七五年、所収)
- (2) 高尾一彦「淡路の水軍」(『兵庫県史』第二卷所収、兵庫県、一九七五年)
- (3) 天野忠幸「増補版 戦国期三好政権の研究」(清文堂、二〇一五年)
- (4) 藤田達生「織田信長の東瀬戸内海支配」(小山靖憲編『戦国期畿内の政治社会構造』所収、和泉書院、二〇〇六年)
- (5) 「萩藩閩閩録」卷百二所ノ二収「冷泉五郎」(『萩藩閩閩録』第三卷、山口県文書館、一九七〇年)。このほか奥野高広「船越景直の生涯―乱世の処世術―」(日本歴史学会編『歴史と人物』所収、吉川弘文館、一九六五年)によれば、この年の正月十日

付で小早川隆景が船越景直に書簡を送り、安宅甚五郎、菅加賀入道とともに味方してくれると喜ばしい旨の書簡を送っている。菅加賀入道は〔注14〕中村一氏副状にも登場し、岩屋城近くに所領があったことが知られる。菅一族でも菅達長とは別行動をとっていたのであろう。

- (6) 『萩藩閥閥録』卷百所収「児玉惣兵衛」〔萩藩閥閥録』第三卷、山口県文書館、一九七〇年〕
- (7) 田中健夫「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」〔海軍史研究』一八、一九七二年、後に同氏「中世海外交渉史の研究」東京大学出版会、一九七五年、所収〕
- (8) 尾下成敏「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵」〔ヒストリア』二一四、二〇〇九年〕は黒印状の時期を天正九年とするが、新出書状との関係から奥野説に従う。なお尾下は室を淡路の室津とする。
- (9) 『萩藩閥閥録』卷百所収「児玉惣兵衛」〔萩藩閥閥録』第三卷、山口県文書館、一九七〇年〕
- (10) 「石山開城と秀吉の淡路平定」〔兵庫県史』第三卷所収、兵庫県、一九七八年〕。『宮川文書』を典拠とする。
- (11) (注1)に同じ。
- (12) 奥野高広「船越景直の生涯―乱世の処世術―」〔日本歴史学会編』歴史と人物』所収、吉川弘文館、一九六五年)
- (13) 「萩原員崇氏所蔵文書」〔兵庫県史』資料編中世9 古代補遺所収、兵庫県、一九九七年)
- (14) 山内讓「豊臣水軍興亡史」〔吉川弘文館、二〇一六年)

(佐藤 悟)

II 十一月十五日付羽柴秀吉書状の歴史的意義

はじめに

このたび、実践女子大学文芸資料研究所のご好意により、羽柴（豊臣）秀吉に関する新出史料に接することができた⁽¹⁾。これは、「手鑑」と題され表装された史料群（古筆手鑑『筆陣』）のなかに含まれるもので、元の形態は折紙だったと推測される書状である。観察する限り、紙質や筆跡において特に問題は認められなかった。

現在、筆者（藤田）は名古屋市博物館『豊臣秀吉文書集』（吉川弘文館から刊行）編集委員会の委員を務めており、編集作業において新出史料の内容に関わる秀吉の淡路攻撃関係史料を検討した（二〇一五年に刊行された『豊臣秀吉文書集』一に該当する）。その折に編集会議で議論された問題に関する解答が、今回の発見によって得られたと判断するので、この機会に報告させていただきたい。

一 淡路岩屋城攻撃

新出史料の年次であるが、秀吉が十一月に淡路出兵に関する指示を与えていることから、それをおこなった天正九年に比定される。ちなみに、天正八年十一月以前では、秀吉は淡路に影響力をもっていないし、天正十年十一月以降において、秀吉は淡路を勢力圏にしている。

内容は、現在の兵庫県姫路市内を本拠とする女鹿・松原両氏に宛てて、羽柴秀吉が天正九年十一月十六日に明石浦に向けて出陣するので、「当浦」（女鹿と松原は隣接地域であり、ともに播磨灘に面していた）の船舶をすべて率いて、明石浦の船木（船上とも）へ来るように命じたものである。当所には、船上城（兵庫県明石市）があった。当城にて、兵

糧米を支給することが目的だった。それでは、『信長公記』の該当部分を引用する。

史料①

十一月十七日、羽柴筑前・池田勝九郎(元助)兩人、淡路島へ人数打越し、岩屋へ取懸け、攻寄るの処、懇望の筋目候て、池田勝九郎手へ岩屋相渡し、別条なく申付け、

十一月廿日、姫地(筋)に至つて羽柴筑前守帰陣、池田勝九郎、是も同時に人数打納れなり、淡路島物主未だ仰付けられず候なり、

史料①によると、秀吉は翌十七日に池田元助とともに出陣し、毛利方が東瀬戸内の制海権を確保するための拠点としていた淡路岩屋城(兵庫県淡路市)を攻撃している。当時、当城を守備していたのは、毛利方勢力(2)だった。

新出史料で注目されるのは、冒頭に「あわちのくにと、のへ申付相す(3)候」と記されているように、この時点すなわち天正九年十一月十五日までに淡路国の統一は実質的に終了しており、残すは明石浦の対岸に位置する岩屋城のみに絞られていたことである。それでは、岩屋城攻撃に関する関係史料を提示する(3)。

史料②(大阪城天守閣寄託「賢谷家蔵文書」、『秀吉』—三四九)

淡州岩屋船五十七艘之事、此方分国中灘目廻船往来儀不可有別候、猶浅野弥兵衛(長吉)可申候也、

天正九

筑前守

十月廿三日

秀吉(花押)

与一左衛門尉

史料③(東京大学史料編纂所架蔵影写本「佐伯文書」)

淡州岩屋船五十七艘分、筑前守殿御分国中灘目廻船之儀不可有別之旨、被出御判候訖、并与一左衛門舟諸公事御免許候也、

天正九年十月吉日

浅野弥兵衛尉

長吉(花押)

これらは、淡路出陣の前月にあたる十月に、秀吉が浅野長吉を介して与一左衛門尉に対して「淡州岩屋船五十七艘」について、秀吉の「分国中灘目」の「廻船往来儀」と「諸公車」を免許することを命じたものである。おそらく、船舶を城攻めに協力させる反対給付として、廻船に関わる諸特権を付与したものと思われる。

なお、同月に他氏に宛てた同内容の史料も確認される(4)。出陣に際して、相当数の船舶が動員されたものと推測される。これらが前提となつて、秀吉はそれまで淡路統一戦に関与していた生駒親正に岩屋城攻めに關する指示を与えた。関係史料を掲げよう。

史料④(東京大学史料編纂所架蔵影写本「吉武文書」、『秀吉』—三五六)

尚以(岩屋)いわや城不謂儀不相渡候へ者、御ま(向)ハし可申候、諸事其覚悟にて用意いたし候、 已上、

明日其方迄発足候、然者む(向)かひ二陣取之用意、な(備)わを可有用意候、恐々謹言、

筑前守

(天正九年)
十一月十六日

秀吉(花押)

(親正)
生駒甚介殿

秀吉は、「明日」すなわち十一月十七日に岩屋城攻めのために出陣することを伝えている。敵方が城を渡さなければ、海上封鎖をおこなうことを指示しているのである。したがって史料②③は、海上封鎖用の船舶徴用に関係するものとして理解されよう。

「むかひ二陣取之用意」すなわち岩屋城の向かいに陣所(向かい城)を普請するように、あわせて軍船同士をつなぐためと思われる縄の用意も、親正に対して命じている。秀吉は、城方が抵抗すれば本格的に攻城戦を開始するつもりで臨んだのである。この経緯については、先に掲げた史料①に着目する。

予定通り秀吉は十一月十七日に出陣したが、攻撃を開始すると城方から講和を求めてきたため、秀吉と一緒に出陣した池田元助が岩屋城を請け取ったことがわかる。これによって淡路統一が最終的に完了したため、秀吉と元助は十一月二十日に帰陣した。この時点で信長は、物主すなわち淡路国主を決定していなかったという。

淡路統一戦に関わって、秀吉は天正九年十一月付で淡路南部の村落に禁制を発給しているので掲げたい。

史料⑤(「淡路草」五下、『秀吉』一三五九)

禁制

(掃守)
かもり

一 当手軍勢乱妨狼藉之事、

一 放火之事、

一 此在所於狼儀者一錢切之事、

右条々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

天正九年十一月 日 筑前守(花押影)

当時、戦争に際して禁制は広く発給された。秀吉は、淡路諸地域の秩序を保障するために作成したのである。対象の掃守は、淡路南部すなわち現在の南淡路市にあたる。おそらく、一国規模で発給されたのではなからうか。

藤井讓治氏の研究によつて、従来は天正九年に比定されてきた九月から十月にかけての秀吉による淡路攻撃関係史料群(『黒田家文書』所収史料など全六點)が、すべて天正十年の本能寺の変の後のものであり、秀吉が天正九年十一月に淡路に出陣して短期間のうちに淡路を統一したとする見解を示された(5)。

これに対して、谷口央氏によつて天正九年八月までに秀吉配下の蜂須賀正勝と生駒親正が、淡路に展開していたことが指摘されている(6)。筆者は、彼らの数ヶ月に及ぶ軍事行動を前提に、秀吉の岩屋城攻撃の終了をもつて淡路統一が完成したとする見解を示した(7)。

繰り返すが、新出史料に「あわちのくにと、へ申付相すみ候」と記されているように、十一月十五日以前にほぼ淡路統一が終わっており、最後に残った毛利方の拠点岩屋城を秀吉らが攻め落としたことが判明する。同月十六日を期して秀吉配下の領主たちが明石浦に結集したのは、やはり岩屋城の対岸にあたるからであろう。十七日に岩屋城に向けて

出陣した秀吉が、わずか四日間で淡路一国を平定したというのは、やはり無理があると考ええる。

二 信長の四国政策

(一) 四国停戦令

新出史料は、天正九年の淡路統一戦に関する論争に終止符を打つものであるとともに、信長の四国政策の進展過程を明らかにするものでもある。ここでは、淡路統一との関係から、同時におこなわれた四国攻撃の実態について検討する。信長は、天正九年六月十二日に長宗我部元親と三好康長との領土紛争に介入して停戦命令を發したので、関係史料を掲げたい。

史料⑥(東京国立博物館所蔵「香宗我部家伝証文」)

三好式部少輔事、此方無別心候、然而於其面被相談候旨、先々相通之段、無異儀之条珍重候、猶以阿州面事、別而馳走專一候、猶三好山城守(城主)可申候也、謹言、

(天正九年)
六月十二日

(信長朱印)

香宗我部安芸守殿(親奏)

史料⑦(三好康慶(康長)添状「古証文」七)

爾來不申承候、仍就阿芴表之儀、從信長以朱印被申候、向後別而御入眼可為快然趣、相心得可申旨候、随而同名式部少輔事、一円若輩二候、殊更近年就念劇、無力之仕立候条、諸事御指南所希候、弥御肝煎於我等可為珍重候、

恐々謹言、

三好山城守

(天正九年)
六月十四日

(康長)
康慶(花押)

香宗我部安芸守殿
(親泰)

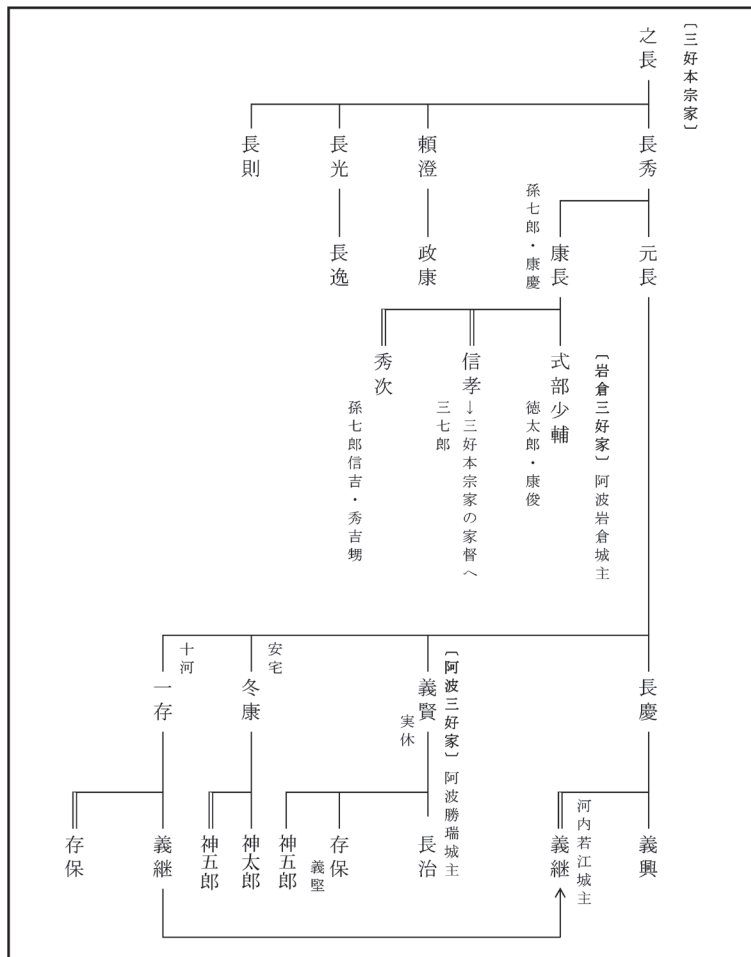
信長は、天正九年六月に朱印状(史料⑥)を長宗我部元親の実弟である香宗我部親泰に与えて、阿波岩倉城主三好式部少輔を援助して阿波の支配をおこなうように命じた。その副状(史料⑦)を認めた三好康長は、今後とも若輩である式部少輔をご教導願したいと依頼している。

なお、三好式部少輔については、「元親記」や「南海通記」では岩倉三好家の当主で康長の子息徳太郎あるいは康俊とするが、一次史料では確認できない。ここで、参考のために「三好氏略系図」(次頁)を掲げる。

河内高屋城主の三好康長は、天正三年に信長に降伏した。史料⑧には「康慶」と署名されており、この時期までに彼が三好本宗家の当主となっていたとみられている。三好長慶とその子息が死去しており、「慶」を実名に入れたことによる。康長はその立場から、一族である阿波三好氏の存続のために奔走してきた。その結果が実って、信長が阿波をめぐる三好氏と長宗我部氏との戦争を停止するように命じたとみられるのである。

史料⑥は、実質的に阿波一国の南郡(那賀・勝浦・海部の三郡に相当)と北郡(吉野川中流域の美馬・三好両郡が上郡、下流域の板野・阿波両郡が下郡と呼ばれ、両郡をあわせて北郡と称したという)での折半を命じたものと推測する。

三好氏略系図(本能寺の変直前)



北郡内の上郡は岩倉城に拠る岩倉三好家が、下郡は勝瑞城に拠る阿波三好家が支配してきていた。しかし天正八年において、阿波三好家当主の十河存保(三好義堅)は讃岐十河城(高松市)に逼塞し、式部少輔は長宗我部方となっていた。信長は、麾下に属した三好氏を支持して、阿波における長宗我部氏との対立を回避しようと介入したのである。

命令を実現するために、信長はすぐさま淡路から阿波北部にかけての平定戦に移る。淡路は、西国平定をめざすとき、四国方面への通路であることはもとより、東瀬戸内海の制海権を掌握するうえでも重要拠点だったからである。

天正九年三月、康長は讃岐から阿波岩倉城に帰還して式部少輔を説得し、元親方から信長方へと立場を変えさせた(8)。これが、史料⑥⑦の背景だったと判断する。これは、前年来の予想された動きだったようだ。

たとえば、(天正八年)十一月二十四日付羽柴秀吉宛長宗我部元親書状写(9)によると、元親が「一、三好山城守近日讃州安富館に至り下国必定に候、子細口上に申し分くべく候」との情報^{〔康長〕}を秀吉に伝えている。

さらに天正九年正月二十三日付明智秀宛信長朱印状写(10)には、「三好山城守、是ハ阿波へ遣し候間、その用意除くべく候」と、京都馬揃のメンバーから康長を外している。信長の意志で康長を阿波に派遣する予定だったことは確実である。

その目的が、式部少輔の長宗我部方から織田方への転身だとすると、史料⑥⑦発給の意味は明瞭となる。長年にわたる三好・長宗我部間の角逐を念頭に置けば、史料⑥の文意は明らかに停戦命令であるが、信長が元親のライバル康長のサイドに立っていたと判断される。

信長は式部少輔の阿波上郡の領有を支持することを元親に表明し、停戦を命じたと理解されるのである。なお、後述するが、天正九年九月以前に、十河存保が勝瑞城に入城していた。これらの三好氏の阿波北郡回復に向けての動きのキーパーソンは、やはり康長とみななければなるまい。

また「元親記」の関連部分には、「その後御朱印の面違却ありて、予州・讃州上表申し、阿波南郡半国、本国に相添へ遣はさるべしと仰せられたり」と、信長がそれまでの「四国の儀は元親手柄次第に切取り候へ」とする朱印状を反故にしたと記されている。

秀吉が阿波の国人衆に与同勢力を組織し始めたのは、天正九年四月のことだった(11)。淡路攻めに関する情報が、この頃には阿波の領主層にも流布していた。その流れのなかに、先述の信長による停戦命令を位置づけるべきであろう。

長宗我部元親は、天正九年七月二十三日付で伊予国新居郡の国人領主金子元宅と軍事同盟を結んだ(12)。元親は、今後予想される三好氏の動きに対応するべく、東伊予の有力国人と手を結んだとみられる。

(二) 阿波奪還戦争

先述したように、天正九年八月までに秀吉配下の蜂須賀正勝と生駒親正が、淡路に展開していたことが、谷口氏によって指摘されている。それを示すのが、(天正九年)八月十日付生駒親正宛羽柴秀吉書状(13)である。本史料を紹介した谷口氏は、信長の指示で秀吉は軍勢を因幡と淡路の二手に分けて配置したことを明らかにした。ここでは、関係史料を提示する。

史料⑧(熊本大学永青文庫所蔵「蜂須賀文書写」)

条々言上委細聞食候、仍藤吉郎至但州罷立、一揆等令成敗、鳥取面へ罷越相城申付、伯州可相動之由候、猶珍事候者可申越候、次岩屋之儀、無是非次第候、是又相替事候者、可注進候、又其表弥静謐之由可然候、留守中□□

無由断可氣遣之儀專一候、委趣堀久太郎(秀政)可申候也、

(天正九年)
七月廿一日

(織田信長)
御黒印

蜂須賀彦(右衛門尉)
(正勝)とのへ

天正九年六月、秀吉は但馬を經由して因幡鳥取城攻撃に出陣した。但馬では長年にわたって毛利方として蠢動していた小代一揆を平定し、毛利方の吉川経家の籠もる鳥取城を囲んだ⁽¹⁴⁾。本史料は、信長が秀吉の留守居を務めていた蜂須賀正勝に対して与えたものである。

ここでは、正勝が担当していた淡路岩屋城攻撃が「無是非次第候」、すなわちうまくいっていないことがわかる。なにか変事があれば、知らせてくるように命じている。このように、当時の秀吉は家中の軍勢を鳥取城攻めばかりか淡路攻めにもあてていたのである。淡路派遣軍であるが、岩屋城攻めは難航していたが、九月になると戦線が阿波北部まで延びたことがわかる。それが、次の史料からうかがわれる。

史料⑨〔九鬼男爵所蔵文書〕、『秀吉』一四八二二

尚(元親)以長宗我部(元親)かたよりも申分候へ共、不能返事候、已上

阿州表之儀、重而被申越候、勝瑞弥堅固之由尤候、淡路衆毎日追々渡海之旨可然候、行之儀者自遁(藤忠)其外何も之人質共、悉丈夫ニ請取、於其上各を相越、人数宅万余も差越可申付候、彼人質請取次第、人数之儀何程も可申付候、其已前之事ハ聊爾之行在之間敷候、警固船など何も召寄、無油断可被申付候、恐々謹言、

筑前守

九月八日

秀吉(花押)

生駒甚介殿
(親正)

淡路衆を連日投入した織田方の圧倒的な優位のもと、生駒親正らが阿波勝瑞城を確保した。秀吉は、これに満足の意を表している。藤井氏は、本史料を天正十年に比定し、同年八月から九月にかけての中富川の戦いの時期のものとして判断された。

この戦いは、長宗我部氏が十河存保が籠もる勝瑞城を攻撃した戦争だった。その結果は、長宗我部氏の勝利で、存保は城を捨てて讃岐十河城(高松市)へと逃亡した。史料⑨に記載されているように、秀吉方の軍勢を一万人も投入したならば、存保が簡単に敗退することはなかったであろう。尚々書きで元親から秀吉方に和議を申し込んでいたことがわかるが、中富川の戦いでは長宗我部方が勝利しているので矛盾する。

本史料では、生駒親正が勝瑞城を維持していることを伝え、それに対して秀吉が淡路木津城主篠原氏をはじめとする阿波国人から人質を取り次第、「人数之儀何程も可申付候」と、すなわち出陣を命じるように指示をしていることからも、天正九年とすべきであろう。

これに関連して、勝瑞城の織豊系城郭化が指摘されている⁽¹⁵⁾。同城は、中富川の戦いで長宗我部方に占拠された直後に廢城となっている。従って、天正九年に信長方部將が入城した時期に織田方によって改修されたとみられる。

藤井氏は、「三好家成立之事」(『群書類従』二一)に依拠して、「天正九年、月日は特定しがたいが、讃岐から三好方の十河存保が、阿波勝瑞城に入る。それに紀州勢・淡路の田村康広勢が加わり、長宗我部方の阿波一宮城を攻める。それに対抗して九月、長宗我部元親は援軍を送るが、小さな戦闘はあったが大規模なものにはいたらなかった」とさ

れる。

確かに、天正九年に十河存保が勝瑞城を回復したのであるが、自らの軍事力のみで実現するのは難しかったのではなからうか。そこには、三好康長を通じた信長による軍事援助（風聞も含めて）がなければ無理だったと考えられる。それが、同年六月の信長による長宗我部氏に対する停戦命令（史料⑥）であり、それとの関係で存保の勝瑞城奪還を位置づけるべきである。これには当然のこと、それを阻止する動きが長宗我部方から出てくる。

藤井氏の史料引用部分には、「同十一日一ノ宮成助親秋ガ迎トシテ中島へ出ル、一ノ宮成助ガ兵一千中富表へ出ル、篠原入道自遁二千余騎ニテ從勝興寺表押掛合戦ヲ初、敵二百余騎討取、一宮方ニモ和田株大夫ト云強兵、首廿一討取、土佐勢二万ヲ相具シテ成助、黒田表へ押寄ケレドモ、日暮ケレバ、不及合戦」とある。

ここには、九月十一日に長宗我部方の一宮氏と十河方の篠原氏とが合戦したこと、土佐勢は二万もの軍勢を派遣して一宮氏を援助していたことが書かれている。織田方の動きは記されていないが、秀吉の指示にもとづく淡路衆を動員した生駒氏らによる勝瑞城の確保があり、それゆえ長宗我部方が決戦へと踏み込むことをためらったため、大規模合戦に発展しなかったのではなからうか。

天正九年六月には、信長の四国政策が転換して三好氏の阿波北半国領有が認められた。それを実現すべく、九月からは淡路衆を大量動員して阿波北部への攻撃が開始された。元親は、戦争の拡大を防ぐべく秀吉と和睦交渉を取り付けようとするが、この段階では相手にされていないと理解される。

(三) 淡路統一過程

天正九年を画期として、三好氏と長宗我部氏との間に信長が介入したため対立が発生したのである。淡路統一の直後、信長の意を受けた堺奉行の松井友閑は、(天正九年)十一月二十三日付で讃岐の安富筑後守と同又次郎父子に宛て「今度淡州之儀、皆相済申候、於様子者不可有其隠候、就其阿・讚之儀、三好山城守(康長)弥被仰付候」と伝えている⁽¹⁶⁾。

信長の戦争は、淡路と阿波北部のみならず讃岐国人の組織化まで意識していた。そもそも、この地域は一体の関係にあった。安富氏は、讃岐東半国守護代家で細川氏内衆に系譜をもつ有力者で、小豆島を支配することで東瀬戸内の舟運にも影響力をもっていた。これによって、讃岐東部でも三好氏の勢力が拡大したことがわかる。

天正九年の信長による戦争によって、淡路一国ばかりか阿波北郡から讃岐東部にかけての東瀬戸内地域がその勢力圏となった。天正九年末、中国・四国地域の勢力地図は一変したのだった。これを受けて、信長は三好康長に対して阿波と讃岐の領有を約束した。信長は、いきなり天正十年六月に四国攻撃を仕掛けようとしたのではない。天正九年に第一次四国攻撃があり、それを踏まえて第二次四国攻撃を計画したのである。

以上、天正九年の淡路統一戦が四国攻撃の前提だったとする検討をおこなった。最後に検討しておきたいのは、新史料の内容と齟齬のある次の史料である。

史料⑩(東京大学史料編纂所架蔵影写本「古文書纂」、『秀吉』—三五七)

書状委細披見候、仍淡州之儀十六日七日先勢差遣、十八日二我等令渡海、所々令放火、洲本迄押詰候処、始安宅各令懇望候条、則人質等取置候て召直、野口孫五郎をも本之在所三原之古城普請等申付入置、一国平均五三日之中二申付、昨夕廿一日至姫路令開陣、於時宜者可心易候、早々音信令祝着候、随而腫物煩之由無心許(能)、能々

養生肝要候、恐々謹言、

十一月廿二日

藤吉郎

秀吉(花押)

桑山修理進殿

進之候

藤井氏は、本史料をもとに天正九年十一月の秀吉の淡路攻撃は、傍線部分に洲本城攻撃がみられることから、また史料⑤の鴨里に宛てた禁制を傍証として、同国南部まで及ぶものだったことを主張されている。

新出史料と史料①④では、秀吉の淡路出陣は十一月十七日と一致している。ところが本史料では同月十八日である。本史料の全体の趣旨は、洲本城攻撃による「一国平均」すなわち淡路統一にある。

しかし新出史料と史料①④からは、岩屋城攻撃によって最終的な淡路統一が完了したことが確認される。細かな点ではあるが、「昨夕廿一日至姫路令開陣」と記されているが、史料①では「十一月廿日、姫地に至つて羽柴筑前守帰陣」となっていることも気になる。

本史料の最大の問題は、岩屋城攻撃についてふれていない点である。秀吉が出陣したのは、淡路の主要城郭洲本城の安宅氏攻撃のためだったとするのである。これに合致するのが、『太閤記』の次の一節である。

「信長公より、淡路可退治之旨、筑前守、池田勝九郎兩人へ被仰付しかば、天正九年辛巳十一月十五日、令渡海、安宅河内守が居城、由良之城を八重十重打かこみ、弓、鉄炮を射入打入、凱歌おびたし。(中略)然間、城を請取、池田は安宅河内守を安土山へ同道し、御礼申上させ候はんと、船に乘しなり。秀吉は播州姫地へ帰城したまふ。安宅、

安土に参着し、御礼申上しかば、安堵之御教書を頂戴し、十二月二日帰国せしなり」。

安宅氏が秀吉の攻撃に際して降伏し、安土を訪問し信長から許されたとする内容であるが、信長政権下における安宅氏の生き残りに関する由緒を示す内容となっている。これに関係するのが、(天正九年)十一月十五日付安宅河内守宛羽柴秀吉・池田元助書状写(『味地草』、『秀吉』一三五五)である。

これは、秀吉と元助が「安宅河内守」に退城を勧め、信長からの本領安堵を条件としている。内容的な違和感や「恐惶謹言」とする高礼な書止文言、さらには連署状という見慣れない形式から、偽文書といってもよいものであるため、「この文書は検討を要する」との註を付している。やはり、安宅氏の由緒創出に関わる史料といわねばなるまい。

天野忠幸氏の研究によると、安宅冬康の子息の実名とされる嫡男「信康」や次男「清康(河内守)」は、一次史料では確認されないという。永祿七年四月に冬康が没すると嫡男「神太郎」が継ぎ、天正初年に彼が没すると、三好実休の子息「神五郎」が養子となって安宅氏を継いだ。したがって「安宅河内守」が実在したのか、さらには清康と呼ばれたのかさえ確定することはできないのである(17)。

既に関係史料に示したように、岩屋城攻撃のために秀吉は廻船の手配をはじめ着々と準備していた。秀吉が岩屋城を攻略したのは間違いない事実である。岩屋城を落とした後に、所々を放火しながら陸路で洲本城に至り城攻めをしたとしよう。両城間は、直線距離にして約三十キロある。

大軍を率いて十一月十七日に出陣し、翌十八日に岩屋城を落としてから洲本城に移動したとするならば、陸路の行軍には最低一日は要したであろうから、十九日から攻城戦にとりかかったことになる。秀吉が、岩屋城と洲本城やそのほかの抵抗する国内諸城を落とす淡路統一を実現して二十一日に姫路に帰陣するのは、むずかしいのではなからうか。そもそも、新出史料の「あわちのくにと、のへ申付相すみ候」からは、十一月十五日以前に岩屋城を除き淡路は統一

されていたと理解するべきであろう。それ以前に一国を代表する主要城郭である洲本城が陥落していなければ、このような表現はなされなかつたとみるべきである。

なお宛所の桑山修理進については、特定することができなかった。まず想定されるのは桑山重晴であるが、当時の彼は丹羽長秀家臣であるから該当しない⁽¹⁸⁾。また本史料は、「藤吉郎秀吉」署名の終見史料にあたる。その前は五ヶ月前の同年六月二日付亀井茲矩宛秀吉書状⁽¹⁹⁾であり、この時期においては「筑前守秀吉」が一般的である。

以上から、史料⑩は一連の安宅氏由緒創出史料群に含まれるものとして、検討を要する文書に位置づけることにしたい。

むすび

天正九年には、織田政権の西国支配が一挙に進展した。その理由は、前年に勅命講和によって大坂本願寺を退けたことが大きい。本願寺は、將軍足利義昭や毛利氏と連携して長期にわたって一向一揆を蜂起させ信長と対立していたからである。これによって、信長は西国政策にめどを立てたといつてよいだろう⁽²⁰⁾。

天下人として自信をもった信長は、九州や四国などの西国諸大名に対して停戦令を強制した。小稿が取り上げた四国の場合、天正九年六月には三好氏と長宗我部氏との紛争に介入して、停戦を命じるとともに阿波の折半を迫った。

信長は、その実現のために、ただちに近隣の部将である秀吉らを投入して、淡路を統一すると同時に阿波に向けて出陣させ、同年十一月の淡路岩屋城の落城をもって、淡路と阿波北部から讃岐東部にかけてを勢力圏とした。小稿では、それを第一次四国攻撃と位置づけた。

新出史料は、以上の政治過程を明らかにするものであった。これは、淡路の統一が四国政策と一体になって展開し

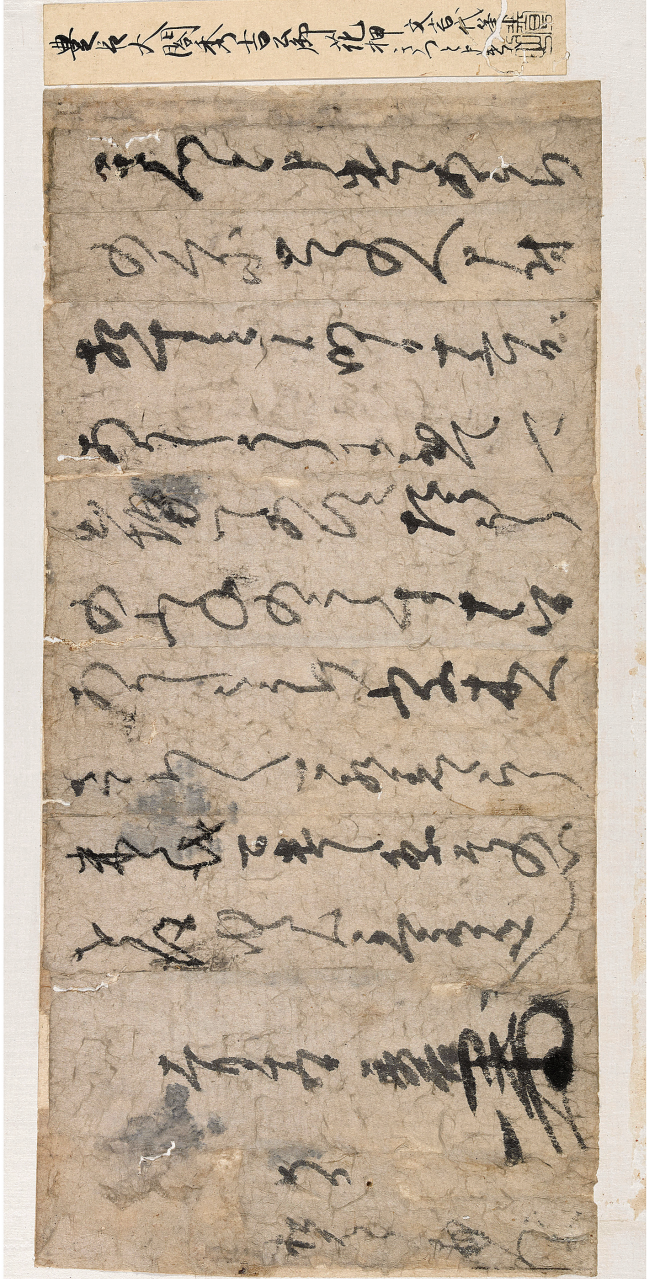
たことを示す。これによって生じた三好氏の重用と長宗我部氏の切り捨てといつてよい冷遇は、天正十年になつてもなんら変化せず、むしろ明瞭となつた⁽²¹⁾。それが、本能寺の変すなわち織田政権の崩壊へと直結してゆくのである。

註

- (1) 二〇一九年十二月三十一日付読売新聞朝刊で「秀吉の淡路攻め準備万端」と題して全国ニュースとして紹介された。丁寧に取材していただいた記者多可政史氏には、ここにお礼申し上げる。
- (2) 『兵庫県史 第三卷』によると、「岩屋に駐屯していた毛利の在番衆は、顕如の石山退城とともにひきあげたが、淡路には岩屋の菅氏をはじめ、毛利氏の勢力が強く浸透し、毛利氏の前線基地としての機能は失われていなかった。天正九年六月には毛利氏の家臣西尾与九郎が大原主計助とともに謀略をもつて岩屋城をふたたび占拠した」と記す。菅達長については、田中健夫「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」(『海軍史究』一八、一九七二年、後に同氏『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会、一九七五年、所収)参照。
- (3) 九月から十月にかけての日付をもつ岩屋城攻撃に関する旧知の史料群の年次を天正九年から同十年へと訂正したのが、尾下成敏「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵」(『ヒストリア』二一四、二〇〇九年)である。
- (4) 天正九年十月二十三日付平三郎宛羽柴秀吉書状(東京大学史料編纂所架蔵影写本「横尾勇之助氏所蔵文書」、『豊臣秀吉文書集』一一三四八号文書、以下「秀吉」一文書番号と略記する)、同年同日付与一左衛門尉宛羽柴秀吉書状(大阪城天守閣「乱世からの手紙」、『秀吉』一一四九)。
- (5) 藤井讓治「阿波出兵をめぐる羽柴秀吉書状の年代比定」(『織豊期研究』一六、二〇一四年)。小稿において藤井氏の見解は、すべて本論稿によっている。なお、該当する『黒田文書』四点などの年次比定については別稿でおこなう予定である。
- (6) 谷口央「八月五日付生駒甚介宛(羽柴)筑前守秀吉書状について」(『松代』三一、二〇一七年)。小稿において谷口氏の見解は、すべて本論稿によっている。
- (7) 拙著「明智光秀伝―本能寺の変に至る派閥抗争―」(小学館、二〇一九年)。
- (8) 『讃岐国大日記』、『立入隆佐記』、『土佐国群書類従所収元親記』。これについては、奥野高廣氏が『増訂織田信長文書の研

- 究 下』六〇二頁で解説している。
- (9) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「吉田文書」。
 - (10) 奥野高廣『増訂織田信長文書の研究 下』（吉川弘文館、一九八八年）所収。
 - (11) 東京大学史料編纂所蔵「池田家文書」。
 - (12) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「金子文書」。
 - (13) 真田宝物館所蔵。谷口前掲論文で紹介されている。
 - (14) 小代一揆については、拙稿「羽柴秀吉時代の藤堂高虎―名築城家を育てた但馬―」（続日本一〇〇名城選定記念活性化委員会『出石・有子山城』続日本一〇〇名城選定一周年事業 藤田達生氏歴史講演会記録集、二〇一八年）を参照されたい。なお『増訂織田信長文書の研究 下』において奥野高廣氏は、本史料を天正七年と年次比定された。しかし、小代一揆を討滅して鳥取城攻めをおこなったのは天正九年六月のことである。
 - (15) 重見高博「勝瑞城の構造とその変遷」（『四国の中世城館』岩田書院、二〇一八年）。
 - (16) 東京大学史料編纂所蔵「志岐家旧蔵文書」。
 - (17) 天野忠幸「三好一族の人名比定について」（『増補版 戦国期三好政権の研究』清文堂、二〇一五年）。
 - (18) たとえば、天正十一年の賤ガ岳の戦いの恩賞として、丹羽長秀から丹羽秀重や長束正家とともに所領を預かっている（『丹羽歴代年譜附録』、『大日本史料』十一編―四に所収）。
 - (19) 国立歴史民俗資料館「亀井文書」（『秀吉』―三二六）。
 - (20) 信長は、勅命講和を進めた人脈を使って毛利氏と講和しようとする。この推移については、前掲拙著『明智光秀伝―本能寺の変に至る派閥抗争―』を参照されたい。
 - (21) これについては、前掲拙著『明智光秀伝―本能寺の変に至る派閥抗争―』を参照されたい。

（藤田 達生）



調査報告 114：秀吉書状